国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
Press Release

中部運輸局自動車交通部

令和８年１０月２８日　１４時００分発表

〈お問合せ先〉
中部運輸局　自動車交通部　自動車監査官
西川、中野　　℡ 052-952-8038
中部運輸局　岐阜運輸支局　監査担当
大石、吉岡　　℡ 058-279-3714

トラック事業者を事業停止処分

中部運輸局は、貨物自動車運送事業法違反を確認した下記事業者に対し、事業停止処分等を行いましたのでお知らせします。

記

１．事業者の氏名又は名称、住所並びに営業所
事業者名：株式会社　ＦＯＲＣＥ　ＯＮＥ（代表者：田村　大虎）
住　　所：岐阜県瑞穂市田之上３４３番地９
営 業 所：本社営業所
（岐阜県羽島郡岐南町下印食３丁目３０番地　４階Ｄ室）

２．行政処分等の概要
処 分 日：令和８年１０月２８日
処分内容：①事業停止処分３０日間
②文書警告
③安全確保命令

３．監査端緒
法令違反の疑い等の状況を勘案し、監査を行うことが必要と認められたため監査を実施。

４．主な違反内容及び違反条項
事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成１３年国土交通省告示第１３６５号）が、著しく遵守されていなかった。
（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項）

５．違反内容及び違反条項

（１）届出を行わず、営業所別配置車両数を変更していた。

（貨物自動車運送事業法施行規則第６条第１項第１号）

（２）事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準（平成１３年国土交通省告示第１３６５号）が、著しく遵守されていなかった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第３条第４項）

（３）点呼の記録の記載事項等が不適切であった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第７条第５項）

（４）運転者等台帳の記載事項等が不適切であった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第９条の５第１項）

（５）特定の運転者（初任運転者）に対する運転適性診断（初任診断）を実施していなかった。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第１０条第２項）

６．行政処分事業者に対する違反点数付与状況

・当該行政処分により付された違反点数　　３０点
・当該事業者に付された累積違反点数　　３０点